

6. 報告事項（2）国の動き（こども大綱外）経過 資料

①こども基本法施行（令和5年4月1日）

国は施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な施策を検討する。

②こども家庭庁創設（令和5年4月1日）

結婚・出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等、少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務

③こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）

少子化対策強化の一環として児童手当や育児休業給付拡充などの「こども未来戦略方針」を決定。方針のポイントは経済成長と少子化対策を車の両輪に「若者・子育て世代の所得を伸ばす」ことで、それを今後3年かけて年間3兆円半ばの予算を確保し、集中的に取り組むこととした。（パンフレット参照）

④こども大綱等（こども家庭審議会）

- (1) 今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針を重要事項等
～こども大綱の策定に向けて～（答申）※資料あり

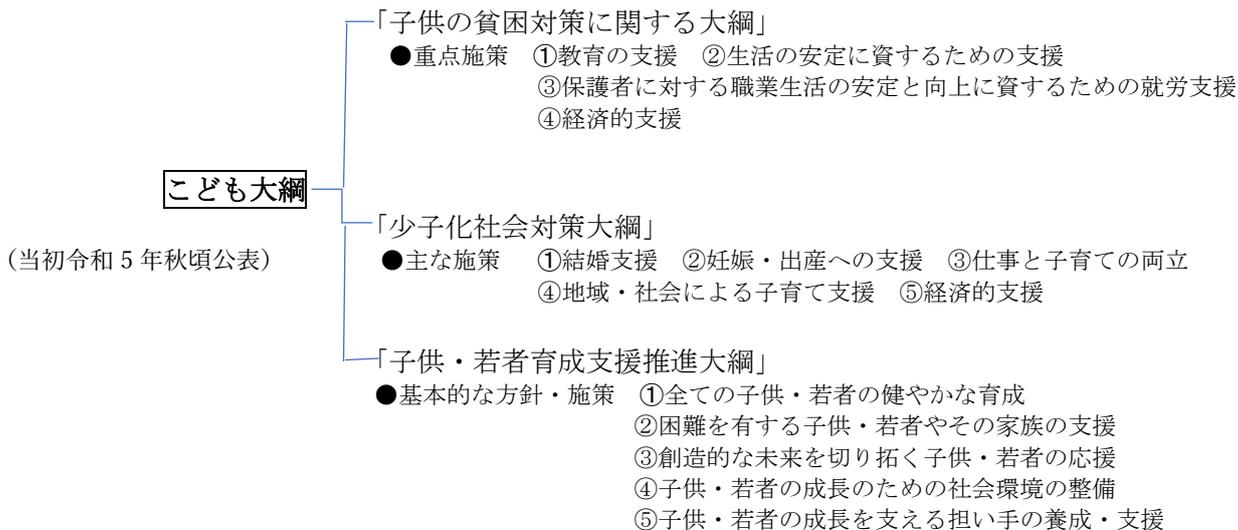
←諮問

こども家庭審議会（答申）➡こども政策推進会議（こども大綱：閣議決定）

↓

こどもまんなか実行計画

【こども大綱の下で進める施策の具体的内容】



- (2) こどもの居場所づくりに関する方針（答申）※資料あり

- (3) 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なグイション（答申）※資料あり

□子ども・子育て会議 所掌事務について

子ども・子育て会議所掌事務は、設置条例第2条で以下のとおりとなっている。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理するものとする。

(1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関する事。

※「法」→子ども子育て支援法

(2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定及び推進に関する事。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関して必要な事項

第2条(1)

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

第三十一条

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

第四十三条

2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場

合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第2条（2）

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。